

新潟市西コミュニティセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。
市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	西コミュニティセンター管理運営委員会
評価対象の期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日

1.施設サービス提供（施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか）

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市西区地域課コメント欄
1 利用時間等	○	定期的に利用者団体代表者会議を開催し、利用者の要望を把握し、概ね良好な施設サービスの提供を継続している。 また、AEDの定期点検を行うなど、緊急時の対応を確認している。
2 適正な人員配置	○	
3 設備・備品の貸出	◎	
4 利用者の安全確保	◎	
5 案内等の対応と接遇	○	
6 苦情への対応等	○	
7 緊急体制	◎	

2.事業(市の事業、自主事業)（施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか）

評価項目	評価	新潟市西区地域課コメント欄
1 目的にあったサービス提供	◎	文化祭や演奏会など、地域住民に向けた多様な事業を実施している。 また、年1回の広報紙発行によるPR活動や他のコミュニティセンター・コミュニティハウスと情報共有することで、サービスの向上を図っている。
2 情報提供・接遇	○	
3 自主事業配分	◎	
4 サービス向上の観点	○	
5 苦情等への対応	○	

3.施設の管理（施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等）

評価項目	評価	新潟市西区地域課コメント欄
1 建物保守管理等	○	整理整頓・清掃がきちんとなされており、施設や備品などの点検を日々行い、利用者が安全かつ快適に利用できる状態にある。
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	◎	
5 修繕	◎	
6 環境配慮	○	
7 再委託	○	
8 災害等への対応	◎	
9 関係団体、地域との連絡調整	○	
10 管理記録	○	

4.歳入歳出（協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか）

評価項目	評価	新潟市西区地域課コメント欄
1 管理経費等の縮減	◎	こまめな消灯の徹底やなど経費削減への取り組みを行っている。
3 利用者増等	○	

5.総合評価（上記の1から4を踏まえての総合評価）

定期的な利用者団体代表者会議を開催し、施設運営に役立てたり、文化祭や演奏会などの各種地域住民向けの自主事業を実施するなど、市民協働の拠点として活動を進めている。
稼働率の高さから「地域コミュニティの活性化」が図られている点が評価できる。
コスト意識を持ち経費節減に努め管理にあたっている。
指定管理者として優良と評価できる。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 西区役所地域課 地域振興係 025-264-7172(直通)